

「民学産公」協働研究事業 成果報告書

地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材 キット開発のための実践的研究 ～三鷹市の公文書を利用した事例研究～

倉方慶明（東京外国語大学文書館）

目次

1. 協働研究事業の概要・目的	……………	3 頁
2. 協働研究事業の申請団体（申請者）プロフィール	……………	3 頁
3. 協働研究事業の期間	……………	4 頁
4. 協働研究事業の背景	……………	4 頁～5 頁
5. 協働研究事業の詳細	……………	6 頁～12 頁
6. 実験結果および考察	……………	12 頁～15 頁
7. 今後の計画	……………	16 頁
8. その他	……………	16 頁～33 頁

1. 協働研究事業の概要・目的

地域の公文書は、地域の抱える社会的課題とその検討を重ねた情報資源の蓄積であり、社会的な事象の見方・考え方を養う格好の教材となり得る。いま地域の公文書の利用促進は、地方公共団体・教育現場双方の課題の解決に大きく資することが期待されている。とくに公文書管理をめぐる諸問題の発生により、公文書の重要性が徐々に社会に認識されつつある今日、公民教育という観点から公文書を利用する文化を育むことには大きな社会的意義がある。

そうしたなか申請者は、日本科学協会の笹川科学研究助成を受け、地方公共団体・教員の双方の架け橋となる「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」の開発を進めている。本教材キットは中学校社会科公民分野における「地方自治」の学習のなかで、地域の公文書の活用を目指したもので、生徒が公文書の読解・分析を通じて、地域の社会的な諸課題について「社会的な見方・考え方」を働かせて考察し、課題解決に向けた探究を行う授業案や授業資料を提示するものである。また同時に、本教材キットの特長は、キット内の公文書サンプルを地域の公文書に差し替えることで、各地域の公文書を活用したオリジナル教材が作成可能である。本協働研究事業では、主として本教材キットを基盤に、三鷹市の公文書を事例とした教材キットの実用性および課題を実証的に検証し、同時に三鷹市版の「公文書を活用した中学校社会科公民教材」を開発することを目的とする。

本公民教材の開発が、三鷹市の教育現場に「公文書を活用する文化」を創造し、そして将来的には、地域の公文書を利用し、地域の社会活動に積極的に参画する人材の養成につながると考えている。

2. 協働研究事業の申請団体（申請者）および参加団体（参加者）プロフィール

（1）倉方慶明（東京外国語大学文書館）

東京外国語大学文書館に研究員（アーキビスト）として勤務。

地域の公文書に関連する実践研究としては、2016年～2018年頃にかけて実施した府中市との連携事業（行政文書の整理）を事例に、連携事業により生じる課題とその対応策について問題提起を行ってきた。本件に関わる業績としては下記のとおりである。

1. 倉方慶明「三鷹市における文書管理の現状と課題に関する研究」（三鷹市『三鷹まちづくり研究』第2号、2022年）
2. 倉方慶明「地域連携事業に係る一次資料の保管体制に関する一考察」、日本地域政策学会第20回全国研究【熊本】大会、個別報告、2021年6月20日。
3. 倉方慶明「域学連携に基づく歴史資料の整理における情報管理に関する研究」『日本地域政策研究』第27号、2021年。
4. 倉方慶明「域学連携に基づく歴史資料の整理における利用制限情報マネジメントに関する

る研究」、日本地域政策学会関東支部研究会、個別報告、2021年1月9日。

5.倉方慶明「大学文書館による大学－地域連携の試み～東京外国語大学と府中市立ふるさと府中歴史館の連携事業～」『アーカイブズ』71号、2019年。

3. 協働研究事業の期間

令和4年6月4日 ～ 令和5年2月17日

4. 協働研究事業の背景

地域の公文書は、地域の政治や経済、歴史や文化、環境などが克明に記録された、地域に住む市民の記録の集積と言える。地域の公文書は、市議会や審議会の議事録などを通じて、市民が地域の政策を知るための「知る権利」を保障する情報源となるだけでなく、地域史研究者をはじめとした地域の歴史・文化に関心のある者や、「先祖代々」地域に住んできた人々が、地域や家族の歴史（ファミリーヒストリー）を調査する場合に活用できる文化的な資源にもなる。さらには自宅購入を検討する人々が過去の土地利用の変遷を確認するという経済的な資源として利用するなど、公文書には様々な活用の道がある。

しかし、公文書や、その保存と活用を担う公文書館を利用したことのある人がどれだけいるだろうか。本邦において公文書館の類縁機関とされる図書館や博物館は、小学校・中学校といった義務教育の過程において、児童・生徒が学習活動のなかで、しばしば訪問する機関であり、学びの場の一つとして確固たる地位を築いている。そのため、大人になって以降も、継続して利用する者も少なくない。他方で公文書館については、小学校・中学校の学びのなかで触れられる機会がないのが実情であり、授業のなかで公文書に関わる情報公開について教える社会科教員であっても、利用したことが無い者も多いのではないだろうか。この利用したことが無いという心理的な隔たりは、公文書や公文書館の利用普及を妨げている要因の一つであると考えられる。

こうした状況を変えるべく、いま公文書や公文書館の利用普及が目指されている。2011年に施行された公文書管理法第23条においては、公文書館の長は「展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない」と、利用の促進が謳われている。また2016年の全国公文書館長会議においては『『公文書館の利用普及』に取り組む基本的考え方』が示され、公文書館には「現在あるいは将来の主権者となる基礎を学ぶ場」としての役割が求められており、「公文書館の社会的認知度」を高めていくうえで、「より住民に近い立場の地域の公文書館」の活用や、「児童・生徒・学生にも公文書館が認知」・「利活用」されるよう「公文書を使った学習を積極的に支援する取組」の必要性が示されている。これを受け、近年、主権者教育をはじめとした学校教育に、公文書の活用が目指されている。

公文書の利用普及については、必ずしも公文書館設置済みの地方公共団体に限定される

課題ではない。現在、地方公共団体には情報公開制度や広報誌などを通じた市民への情報の発信が求められているだけでなく、市民にまちづくりなど市政への積極的参画を求め市民協働を進める地方公共団体も多く、三鷹市もまた市民との協働を進める地方公共団体の一つである。そうした協働において、行政の活動を記録する公文書は重要な情報資源であり、市民が公文書を用い主体的に地方自治に参画する文化の醸成は、市民との協働等、今後の地方公共団体に必要な課題と言える。

他方で、教育現場においても、学習指導要領の改訂に伴い、「地域の人的・物的資源」の活用を目指す「社会に開かれた教育課程」の構築が謳われ、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の実現に向けた授業改善が推進されている。とくにアクティブ・ラーニングでは、各教科の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、情報を精査し、課題解決の施策を考えることで、深い学びが目指されている。

地域の公文書は、地域の抱える社会的課題とその検討を重ねた情報資源の蓄積であり、社会的な事象の見方・考え方を養ううえで格好の教材となり得る。加えて、公職選挙法等の改正により、2016年より選挙権が18歳以上に引き下げられ、主権者としての教育の重要性が高まっているなか、公文書を通して地域の諸課題を知り、その問題解決に取り組むことは主権者教育にもつながる。

以上の背景から、いま地域の公文書の利用促進は、公文書館側（地方公共団体）・教育現場側双方に大きく資することが期待されている。とくに公文書管理をめぐる諸問題の発生により、公文書の重要性が徐々に社会に認識されつつある今日、公民教育という観点から公文書を利用する文化を育むことには大きな社会的意義がある。

そこで、申請者は日本科学協会の笹川科学研究助成を受け、公文書館において公文書の活用促進を目指す職員と教育現場において公文書の活用を検討する教員の双方の架け橋となる「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」の開発を進めている。本協働研究事業においては、同キットを基盤に三鷹市の公文書を活用したキットの実用性の検証と、同時に「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材」（三鷹市版）の作成を目指す。

本公民教材の開発が、三鷹市の教育現場に「公文書を活用する文化」を創造し、さらには将来的に、地域の公文書を利用し、地域の社会活動に積極的に参画する人材の養成につながると考えている。

5. 協働研究事業の詳細

(1) 実証実験の前提① ～本協働研究事業における実証実験の目的と公文書の定義～
まず本協働研究事業の目的は以下の2点である。

- ①「地域の公文書を活用した公民教材キット」に三鷹市の公文書を活用し、キットの実用性を検証すること。
- ②①を通じて、三鷹市版の「地域の公文書を活用した公民教材」を作成すること。

本来、教材キットの実用性を検証するためには、二段階の実践(実証実験)が必要である。第一段階として市区町村をはじめとする地方公共団体の公文書をキットに組み込み、各地域の授業資料としての実用性を検証したうえで、第二段階として教員がキットで作成した授業資料をもとに授業実践を実施し、授業のなかで実用性を検証する必要がある。

しかし、今回、本協働研究事業では、キットの完成予定時期が1月と、年度の大半を過ぎた時期を予定していたことから、教員との十分な調整が実施できないと判断し、授業実践については計画の対象としていない。あくまで三鷹市の公文書をキットに組み込み、授業資料として実用性を検証し、三鷹市版の「地域の公文書を活用した公民教材」を作成することを目的とする。

・公文書の定義

本協働研究事業においては、公文書の定義に関して、公文書管理法に則り、以下のように定義する。

- ・行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの。
- ・ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

公文書管理法第2条における「行政文書」の定義との違いは、本協働研究事業における公文書の定義では「特定歴史公文書等」および図書館や博物館等で歴史資料・文化資料として保管されている文書も含む点である。つまり、本協働研究事業では、行政機関が作成・收受した文書で組織的に用いるものとして保管されている文書であれば、現用・非現用を問わず、紙・電子媒体かを問わず、公文書と呼ぶ。

(2) 実証実験の前提② ～「地域の公文書を活用した公民教材キット」について～
実証実験の前提となる教材キットの開発目的および特長を以下に整理する。

・教材キット開発の目的（開発の前提となる仮説）

申請者は、本邦において公文書の利用の促進が目指されているなか、その利用が進まない要因の一つが、公文書館・教育現場双方の人手不足があると考えている。利用促進の先例については、沖縄県や埼玉県などで授業教材の提供や出前事業が実施されるなど、都道府県レベルの公文書館には先例が見られる一方で、市区町レベルの地域の公文書館では、専門的人材の配置が1名あるいは数名のところも多く、教育現場の需要に応えた利用促進は後手に回ってきた。他方で、教育現場側においても教員の多忙に加え、文書館利用が教員にも普及していないこともあり、現状、公文書を活用したアクティブ・ラーニングの実践は極めてハードルが高いと言わざるを得ない。

この現状を解決するためには、最終的にはアーキビストなど専門的人材の養成や人員の追加配置が必要であるが、それは一朝一夕では済まない。そこで申請者は公文書館・教育現場双方の人手不足を解消するべく、以下の2点を目標に「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」の開発を進めた。

- ①多くの市町村に共通するテーマを扱い、キット内の公文書を当該地域の公文書に差し替えることで、多くの市町村で利用可能な汎用性が高いキットの開発
- ②学習指導要領及び教科書と関連付け、授業案作成にすぐにつながるキットの開発

・教材キットの構成

教材キットは、以下の5つの内容で構成している。そのうち、マニュアルには、教材キットの「趣旨」、「特長」、「使い方」、「留意事項」を記した。



- ①「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」マニュアル
- ②授業指導案（付属 Word）
- ③授業 PowerPoint 案（付属 PowerPoint）
- ④授業ワークシート案（付属 Word）
- ⑤教員・地方公共団体職員向け補助資料（付属 PDF）

・教材キットの特長

教材キットは以下の4つの特長を有する。

①多くの市区町村で共通利用可能な汎用性が高い教材

教材キットは、地域の公文書を活用した教材が、多くの市区町村で普及することを企図して、多くの市区町村に共通利用可能な汎用性の高い教材となることを目標に作成した。そのため、あえて各地域の特色あふれる事象に焦点を当てず、多くの市区町村に共通する社会的課題、例えば防災や交通問題、ごみ問題などを授業テーマとして取り上げている。教材キッ

トに掲載されている公文書の一部を、当該地域の公文書に差し替えることで、すぐに当該市区町村を題材とした教材が作成可能となる。

もちろん、授業テーマによっては、当該市区町村の事例には当てはまらず、公文書の差し替えが困難な場合も想定される。その場合には既にキットに組み込まれた公文書サンプルを活用することで、「〇〇市のごみ問題を解決する授業」として、別の市区町村で実際に起こっている社会問題の解決に取り組む教材として活用可能となるように工夫した。

なお本教材キットでは、汎用性のある公文書の選定にあたって、学習指導要領や検定済み教科書に求められているアクティブ・ラーニングのテーマを検討するとともに、三鷹市をはじめとする市区の公文書を収集・分析した。検討の結果、多くの市区に共通する公文書とは、法令により作成が定められた計画や、各省庁が告示などにより設置を推奨する審議会の会議録など、「国が作成を促す公文書」であるとの結論に至った。

例えば、地域防災計画は各地域の被災状況の検討やその対応など防災計画の全容がまとめられた計画であり、地域の防災事情を物語る貴重な情報源となるが、この地域防災計画は災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市町村の防災会議に策定が義務付けられている。同様に地域のコミュニティバスなどの公共交通に関して利害関係者の調整を行うために組織される地域公共交通会議は、「活性化再生法に基づく基本方針」（総務省・国交省告示）により設置が推奨されている。これらの「国が作成を促す公文書」は、各市区町村に共通する社会的な課題を扱うものが多く、キットが目指す汎用性の保持に適した文書と言える。

また、こうした国が作成を促す計画や審議会については、各省庁が諸課題の全体像についてまとめた報告や各市区町村で検討を進める際のマニュアルを整備している場合も多く、授業で扱う社会的な課題の背景や、調べ学習の方法を調べるうえでの情報も多い。



②すぐに授業に活用できる指導案・PowerPoint 案・ワークシート案を添付

本教材キットは、学習指導要領や教科書と関連付けるとともに、多忙な教員の教材作成の負担軽減を図り、授業案作成にすぐにつながることを目標に作成した。そのため、1つの授業テーマに関して、指導案・PowerPoint 案・ワークシート案を1つのセットとして作成し、WordあるいはPowerPointで提供することで、各教員が生徒の学習状況や、各テーマに関する当該市区



町村の取り組み状況に応じて、自由に改変して活用可能となるよう工夫した。

③学習指導要領に則り、多面的・多角的な視座に配慮した教材

文部科学省「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）」の「公民的分野」では、その「内容の取扱い」に関する配慮として、主として以下の事項が挙げられている。

- ①「社会的な見方・考え方」を働かせて、社会に見られる課題などを考察し、立場や根拠を明確にした議論など言語活動に関わる学習を重視すること。
- ②情報の収集・処理や発表などに、学校図書館や地域の公共施設、情報通信ネットワークなどを活用し、生徒が主体的に調べ学習に取り組めるようにすること。情報モラルの指導に留意すること。
- ③調査活動や資料から、「社会の情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動」を重視するとともに、「作業的で具体的な体験を伴う学習」の充実を図ること。
- ④生徒が社会的事象について多面的・多角的に検討する視座を身に付けられるよう、「多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合」においては、「有益適切な教材」に基づいて指導を行うとともに、「特定の事柄を強調」や「一面的見解」を取り上げることなどが無いよう留意すること。

また 2015 年 3 月 4 日付け初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（26 文科初第 1257 号）においても、生徒が社会的事象について多面的・多角的に検討する視座を身に付けられるよう、「多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合」においては、「有益適切な教材」に基づいて指導を行うとともに、「特定の事柄を強調」や「一面的見解」を取り上げることなどが無いよう求めている。

これらを踏まえ、教材キットで提示する授業案では、公文書を中心とした資料の読解と、ワークシートによる調査活動、グループワークやディベートなどの議論を中心に構成するとともに、公文書を通じて社会的な課題に対する多様な立場の意見を紹介することで多面的・多角的な教材となるよう配慮した。また学習指導要領では「政治的中立性」も求められている。本教材キットでは、社会的な課題について多様な議論を紹介することで、生徒が公正に考えることができるよう配慮した。

④調べ学習への発展を想定した「教員・地方公共団体職員向け補助資料」（右図）を添付

本教材キットでは、キット内の公文書を差し替える際に、調査すべきキーワードをまとめた補助資料を添付した。補助資料には、授業で用いた公文書の特長や関連する資料の所在について言



及しており、授業を基礎として、生徒に対し、公文書や公文書館などを用いたさらなる「調べ学習」の指導ができるよう考慮した。

・教材キットに含まれる授業サンプルについて

教材キットでは、「防災」・「ごみ問題」・「交通」をテーマとする授業サンプルを3例用意した。その概要は、以下のとおりである。授業サンプルに共通する構成上の特徴は、前半において授業で扱うテーマが、本邦においてどのような社会的な課題として認識されているか、という全国共通の課題としての特徴を整理したうえで、後半において身近な公文書の読解・議論を通じて、地域の課題として特徴を検証する、という全体構成となっている。

授業タイトル	ねらい
①「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう！	本授業は、地方公共団体が作成している「ハザードマップ」を通じて、生徒に自身の身近な危険を把握させるとともに、高齢者などの「避難行動要支援者」の避難計画を考えることを通じて、地域の防災計画を考えさせることをねらいとしている。
②ごみ袋の有料化にあなただは賛成？反対？	本授業は、ごみ袋の有料化という生徒にとって身近な社会問題について、公文書をはじめとする資料の読解と、賛成・反対に分かれた討論（ディベート）を通じて、理解を深めるとともに、地方自治に主体的に参加する意識を醸成することをねらいとしている。
③「赤字」バスに補助金は必要ですか？	本授業は、コミュニティバスの「赤字」路線に焦点を当て、公文書をはじめとする資料の読解により、利用状況を調べ、グループワークを通じて、市民のニーズに合った路線の改革案を議論し、自治体の支出の在り方を考察することをねらいとしている。

また、教材キットの授業サンプルでは、共通して以下の「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」の修得を目指し構成した。

知識・技能	PowerPoint を通じた講義により当該テーマの基礎的知識を、公文書の読解を通じて情報処理の技能を修得させる。
思考力・判断力・表現力	ワークシートの作成・グループワーク・ディベート等を通じて、当該テーマについて「効率」「公正」「選択」などの見方・考え方を働かせて考察することで、思考力・判断力を養い、自らの意見を根拠をもって発表させることで表現力を養う。
主体的に学習に取り組む態度	身近な社会課題をテーマに、ワークシートやグループワークに取り組むことで、主権者として地域の課題解決に主体的に取り組む態度、地方自治に参加する意識を育む。

(2) 実証実験の内容

本協働研究事業における実証実験の目的は、上記の「地域の公文書を活用した公民教材キット」に三鷹市の公文書を組み込んだ場合に、授業教材として実用性を持つか、という点の

検証にある。実証実験では、この実用性について、以下の2点から検証した。

- ①教材キット内で使用を予定している地域の公文書サンプルに、差し替え可能な三鷹市の公文書が存在するか、という「差し替え可能な公文書の有無」の検証。
- ②①に必要な公文書の「入手方法」の検証。

教材キット内の3つの授業案では、授業後の調べ学習を除くと、以下の14点の公文書の差し替えを必要としている。①では、この「必要な公文書の類例」に該当する公文書が存在するか否かの検証となる。

	授業タイトル	必要な公文書の類例	差し替え場所
1	①「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう！	浸水ハザードマップ	PowerPoint案(2頁・8頁)・配布資料1
2		〇〇市の近年の水害発生状況を示した文書	PowerPoint案(7頁)・配布資料2
3		浸水時の警戒レベルと避難情報に関する文書	PowerPoint案(10頁)
4		〇〇市の水害発生に伴う防災計画を示した文書	PowerPoint案(11頁)
		これまでのハザードマップ	調べ学習
		これまでの地域防災計画	調べ学習
		これまでの防災会議の記録(議事録・配布資料)	調べ学習
5		②ごみ袋の有料化にあなたは賛成？反対？	〇〇市におけるごみ袋の有料化に関する主な経緯を示した文書
6	〇〇市におけるごみ袋の有料化の検討をはじめた理由が記載された文書		PowerPoint案(10頁)・配布資料2
7	〇〇市におけるごみ袋有料化の検討結果(審議会の答申)		PowerPoint案(11頁)・配布資料3
8	〇〇市におけるごみ袋有料化に関するパブリックコメント		PowerPoint案(12頁)・配布資料4
9	〇〇市におけるごみ袋有料化の導入前後のごみ量の変化が記載された文書		PowerPoint案(13頁)・配布資料5
	これまでの一般廃棄物処理計画(ごみ処理基本計画)		調べ学習
	これまでの廃棄物減量等推進審議会の記録(議事録・配布資料)		調べ学習
11	③「赤字」バスに補助金は必要ですか？	〇〇市におけるコミュニティバスの現状を記載した文書	PowerPoint案(10頁)
12		〇〇市におけるコミュニティバスの課題を記載した文書	PowerPoint案(11頁)・配布資料1
13		〇〇市におけるコミュニティバスの運行概要と利用状況を示した文書	PowerPoint案(12頁)・配布資料2
14		〇〇市におけるコミュニティバスのうち課題路線の運行データをまとめた文書	PowerPoint案(13-15頁)・配布資料3
		これまでの地域公共交通会議の記録(議事録・配布資料)	調べ学習

また実際に各市区町村において公文書を差し替える際には、公文書館や図書館の郷土資料コーナー、市政資料室などにおける収集、ウェブサイト上でのダウンロード、果ては情報公開請求など、様々な入手方法が考えられる。本実証実験では、公文書館を設置していない三鷹市と公文書館を設置している府中市との比較検証を通じて、入手方法に見られる特徴と課題を分析した。

6. 実験結果および考察

(1) 実証実験の結果および考察

結果は、以下のとおり、授業の PowerPoint 案等において必要な公文書の類例 14 点について、三鷹市の公文書のなかにその対象を確認できた。実際に教材キットに三鷹市の公文書を組み込んだ三鷹市版の「地域の公文書を活用した公民教材」については、「8. その他 (2) 成果物」および別添のとおりである。この教材が授業時に実用性を持つか否かについては、今後の授業実践による検証を待たなければならないが、必要な地域の公文書が組み込まれているという点において、実用性が確認された。またその入手方法については、その多くが市のウェブサイト上から取得可能であった。

	授業タイトル	必要な公文書の類例	三鷹市の公文書	入手方法
1	①「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう！	浸水ハザードマップ	三鷹市浸水ハザードマップ(第9版)	ウェブサイト
2		〇〇市の近年の水害発生状況を示した文書	三鷹市地域防災計画【風水害編】(令和3年改訂)	ウェブサイト
3		浸水時の警戒レベルと避難情報に関する文書	三鷹市浸水ハザードマップ(第9版)	ウェブサイト
4		〇〇市の水害発生に伴う防災計画を示した文書	三鷹市地域防災計画【風水害編】(令和3年改訂)	ウェブサイト
		これまでのハザードマップ	三鷹市浸水ハザードマップ	市政資料室、情報公開請求
		これまでの地域防災計画	三鷹市地域防災計画	中央図書館(資料室)、市政資料室
		これまでの防災会議の記録(議事録・配布資料)	(△三鷹市防災会議議事録・配布資料)	
5	②ごみ袋の有料化にあなたは賛成? 反対?	〇〇市におけるごみ袋の有料化に関する主な経緯を示した文書	三鷹市「ごみ処理総合計画2015(改定)」(平成24年3月)	ウェブサイト
6		〇〇市におけるごみ袋の有料化の検討をはじめた理由が記載された文書	第3回三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議資料「有料化を検討する必要性について」(平成16年)	情報公開請求
7		〇〇市におけるごみ袋有料化の検討結果(審議会の答申)	三鷹市ごみ減量・有料化施策に係る検討結果について(答申)(三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議資料、平	ウェブサイト

			成 17 年 4 月 27 日、 5-6 頁)	
8		〇〇市におけるごみ袋有料化に関するパブリックコメント	家庭系ごみ有料化に対する質問・意見一覧表(ごみ袋有料化に際して実施されたパブリックコメント、平成 20 年)	ウェブサイト
9		〇〇市におけるごみ袋有料化の導入前後のごみ量の変化が記載された文書	家庭系ごみの有料化前後のごみ量の変化(三鷹市『ごみ処理総合計画 2015(改定)』、平成 24 年 3 月、27 頁)	ウェブサイト
		これまでの一般廃棄物処理計画(ごみ処理基本計画)	ごみ処理総合計画	中央図書館(資料室)、市政資料室
		これまでの廃棄物減量等推進審議会の記録(議事録・配布資料)	(△ごみ減量・有料化検討市民会議議事録・資料)	
11	③「赤字」バスに補助金は必要ですか？	〇〇市におけるコミュニティバスの現状を記載した文書	:三鷹市「三鷹市コミュニティバス将来的なあり方方針」(令和 3 年 8 月)	ウェブサイト
12		〇〇市におけるコミュニティバスの課題を記載した文書	市内の公共交通全体の実態・課題(三鷹市『三鷹市コミュニティバス将来的なあり方方針』、令和 3 年、4-5 頁)	ウェブサイト
13		〇〇市におけるコミュニティバスの運行概要と利用状況を示した文書	コミュニティバス「みたかシティバス」の現状(第 1 回三鷹市コミュニティバス将来的なあり方検討専門部会資料、令和 3 年 1 月 19 日)	情報公開請求
14		〇〇市におけるコミュニティバスのうち課題路線の運行データをまとめた文書	課題路線の現状(第 1 回三鷹市コミュニティバス将来的なあり方検討専門部会資料、令和 3 年 1 月 19 日)	情報公開請求
		これまでの地域公共交通会議の記録(議事録・配布資料)	(△コミュニティバス将来的なあり方検討専門部会議事録・配布資料)	

この結果については、端的に言って、「国が作成を促す公文書」を念頭にキットを開発していたことに寄与する。必要な公文書の類例にあげたハザードマップや一般廃棄物処理計画など、全ての文書が法令により作成が義務付けられる、あるいは開催が推奨されている議会の議事録や配布資料であり、三鷹市においても当該公文書が作成されていたため、当然の帰結であった。

ただし、必要な公文書の類例の範囲を、当該授業実施後の生徒による調べ学習に対象を広げると、三鷹市をはじめとする公文書館未設置の市区町村におけるキットの実用面での課

題が浮かび上がってきた。

三鷹市においては、地域防災計画やごみ処理総合計画といった法令により作成が定められた文書については、冊子あるいはファイルとしてまとめ、中央図書館の資料室や市政資料室において、過去分を含め閲覧に供している。他方でごみ減量・有料化検討市民会議といった会議の議事録や配布資料については、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」(平成18年3月30日条例第4号、平成18年4月1日施行)に基づき、「指定する場所での閲覧」(市政資料室)と「インターネットを利用した閲覧」に供しなければならないと定められ、1年間は市政資料室において閲覧に供している。しかし、その後は、保存期間満了までは各課で保管されるものの、保存期間満了後は図書館や市政資料室に移管されることなく、廃棄処分されるため、閲覧の可否は保存期間次第であった。

今回、コミュニティバスを授業テーマとして扱うため、教員の事前準備や生徒による授業後の調べ学習を想定して、三鷹市におけるコミュニティバスの導入の発端となった1998年の北野ルート開設時の記録を調査した。最終的に「平成10年度のコミュニティバス導入に係る検討経緯の分かる会議の議事録及び資料」という形で情報公開請求まで実施したが、結果としては既に20年を経過し、保存期間満了に伴い廃棄されており、当時の会議記録は「不存在」であった。

また入手方法に関して、三鷹市と府中市の比較検証の結果は以下のとおりであった。

授業タイトル	活用する主な公文書	有無	公文書館設置無し	公文書館設置有り
		入手方法	三鷹市	府中市
①「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう!	ハザードマップ	有無	有	有
		入手方法	ウェブサイト、情報公開(提供)、市政資料室	ウェブサイト、ふるさと府中歴史館
	地域防災計画	有無	有	有
		入手方法	ウェブサイト、図書館、市政資料室	ウェブサイト、市政情報公開室、ふるさと府中歴史館
②ごみ袋の有料化にあなたは賛成? 反対?	一般廃棄物処理計画(ごみ処理基本計画)	有無	有	有
		入手方法	ウェブサイト、図書館、市政資料室	ウェブサイト、市政情報公開室、ふるさと府中歴史館
	廃棄物減量等推進審議会(答申・会議資料)	有無	有	有(一部無:審議会配布資料)
		入手方法	情報公開請求	市政情報公開室、情報公開請求
③「赤字」バスに補助金は必要ですか?	地域公共交通会議(答申・会議資料)	有無	有(一部無:コミュニティバス設置時の資料)	有
		入手方法	情報公開請求	市政情報公開室

公文書館設置済みの府中市においても、キットに必要な公文書の入手方法がウェブサイトである点は、公文書館の利用促進につなげるといふ点では課題が残るものの、公文書館の

設置有無を問わず、キットの実用性が確認できたと言える。他方で、両者の差異に注目すると、審議会などの会議記録について入手方法に大きな違いがあった。

三鷹市においては、答申やパブリックコメントなどウェブサイトに公開された公文書を除き、情報公開請求をしなければならなかったのに対し、府中市においては、市政情報公開室において公開しており、自由に閲覧・収集が可能であった。

中学生による調べ学習を想定した際、過去の会議資料を含め、市政の意思決定に関わる公文書は重要な情報源である。そうした公文書の閲覧に、場合によっては金銭的負担が生じ、多大な時間を要する情報公開請求を必要とする状況は、調べ学習につなげる教材キットという点で大きな課題である。

この点は教材キットの問題というよりも、各市区町村における公文書管理法の趣旨に沿った公文書管理の問題ではあるが、公文書館を持たない市区町村においても、より容易に使用できるようキットを修正することを今後の課題としたい。

(2) 成果物（公民教材）の教育現場への郵送とアンケート調査（集計中）

上記の検証を経て一部修正した三鷹市版の「地域の公文書を活用した公民教材」については、2023年2月13日付で市内の公立中学校（7校）の社会科教諭に向け、アンケートとともに送付し、現在、授業実践に向けた協力者の募集を進めている（右写真、アンケートは「8. その他（3）教育現場向けのアンケート調査（用紙）」参照）。



なお、教材キット開発の段階から、他市の公文書館担当者などとの意見交換（聞き取り調査）のなかで、以下の2点の指摘があった。

- ①ICT 教育が進展する今日において、冊子体での頒布では実用性が低いのではないかと、デジタルデータ（Word や PowerPoint、PDF）で提供した方が教員などの負担軽減につながり教育現場のニーズに適している。
- ②授業案だけでは使用方法が不明確であり、教材キットの作成意図や使い方を記したマニュアルが必要である。

これらの指摘を踏まえ、上述のとおり、完成した教材キットでは「授業指導案」(Word)、「授業 PowerPoint 案」、「授業ワークシート案 (Word)」と、「マニュアル」(PDF) および「教員・地方公共団体職員向け補助資料」(PDF) で構成することとし、頒布方法についても DVD やウェブ配信へと変更することとした。結果として、同キットを踏まえた三鷹市版の公民教材についても、DVD と簡易製本したマニュアル（19 頁分）による頒布となり、当初予定していたよりも大幅な経費節減につながった。

7. 今後の計画

本協働研究事業においては時間的制約もあり、授業実践を対象としなかったが、今後開発した教材キットおよび公民教材を用いて中学校社会科公民分野におけるアクティブ・ラーニングの授業実践を進め、その実効性を検証し適宜改善を試みる必要がある。そのため、事業終了後においても、教育現場に対して、ワークショップ等の開催を通じて本教材キットおよび公民教材を積極的に紹介するとともに、授業実践への協力を求めていく。

とくに授業実践においては、本教材キットの最終的な目的が教育現場における「公文書を活用する文化」の醸成にあることから、授業前後の公文書に対する生徒の意識変化などを調査項目と想定している。授業実践の具体的な方法等については、協力者となった教員と十分な調整のうえ、実施方法を検討していきたい。

また今回作成した教材キットでは3つのテーマに関する授業案を作成したが、法令などに定められた国が作成を促す公文書に着目した授業案の作成手法は、今後別のテーマについても応用可能である。現在実施中の教育現場に向けたアンケート調査では、「本教材キットで取り上げた授業テーマの他にあったらよいと思う授業テーマがありましたらお教えてください」という質問項目を設け、教育現場のニーズの調査を進めている。今後、それらを参考に授業テーマを追加していく予定である。他方で、教材キット開発のなかで、「防災教育」のように、地方公共団体側が地域の小・中学生等に発信したい教育テーマも存在するのではないだろうか、との新たな気づきがあった。多くの場合、地方公共団体が発信したいテーマは、地域の社会的な課題である。今後、そうした地方公共団体側の要請にも応えた授業テーマに基づく教材作成についても今後検討を進めていきたい。

8. その他

(1) キットおよび教材取扱い上の留意事項

- ・本協働研究事業の成果物である「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」(三鷹版)について、ウェブページへの無断転載を固く禁止する。
- ・本教材キットのうち、「授業指導案」・「授業 PowerPoint 案」・「授業ワークシート案」については、学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)および地方公共団体(公文書館等を含む)において使用する場合に限り、複製・変形・翻案をして利用して構わない。ただし、地方公共団体において、本教材キットをベースに地域の授業教材を作成・頒布する場合には、作成者に事前に問い合わせが必要である。
- ・本教材キットは2023年2月に作成されたもので、今後追加修正を進める予定である。
- ・本協働研究事業の基盤となった「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」の開発は日本科学協会の笹川科学研究助成を受けたものである。

(2) 参考資料 成果物「公文書を活用した公民教材」(三鷹市版) 授業サンプル 1

※授業サンプル 2・3 については別添資料を確認されたい。

授業サンプル 1 授業指導案

「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう！

～身近な危険を把握し、地域の防災計画を考えよう！～

1. 本授業のねらい

本授業は、地方公共団体が作成している「ハザードマップ」を通じて、生徒に自身の身近な危険を把握させるとともに、高齢者などの「避難行動要支援者」の避難計画を考えることを通じて、自身と家族が暮らす地域の防災計画、さらには地方公共団体の役割を考えさせることをねらいとしている。

近年、毎年のように全国各地において自然災害が頻発しており、その損害は甚大である。そうした被害を背景に、平成 23 年には「津波防災地域づくりに関する法律」が制定され、平成 27 年には水防法が改正され、市町村には、浸水想定区域等の危険や避難方法等について住民等に周知するため、所定の事項を記載した印刷物(ハザードマップ)を作成することが義務づけられている。ハザードマップの整備が進む一方で、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残される等、作成・配布されたハザードマップを住民が確認していなかった、あるいは記載されている情報が住民の避難行動に直接結びつかなかった状況も指摘されている¹。

地域社会が直面している防災の問題について、ハザードマップをはじめとする地域の公文書を教材として、資料を読み解き理解を深めるとともに、グループワークを通じて課題解決に向けた議論を進め、地方自治への住民参加の意識の醸成を図ることをねらいとしている。また日々更新されていくハザードマップの最新の情報を住民にいかにつなげていくのかという課題について、各地で防災講演会や避難訓練など様々な試み²があるが、中学生が授業を通じて理解を深め、祖父母を含め家族に伝えることが出来れば、中学生だけでなく、家族を含めた住民への情報の発信につながると考えられる。

2. 本授業で修得を目指す「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」

本授業では、まずハザードマップに関する基礎的知識を身に付けたうえで、ハザードマップの分析を通じて、生徒にとって身近な自宅～通学路～学校に至る危険箇所の確認を行う。その後、グループワークにより高齢者などの「避難行動要支援者」の避難計画を考えることを通じて、地域全体の防災計画の考察へとつなげる。最後に各グループが立案した計画を発表し、その計画の妥当性について議論を深める。

本授業で修得を目指す「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」と指導のポイントは下記の通りである。

知識・技能	・自然災害の頻発に伴いハザードマップが作成・更新されている背景を理解させるとともに、ハザードマップの内容を考察し、防災に関する基礎的知識を身に付けさせる。 ・ハザードマップをはじめとする地方公共団体の公文書等の分析を通じて、様々な資料から自身の判断に必要な情報を得る取捨選択する技能を身に付けさせる。
思考力・判断力・表現力	・ハザードマップと対照しながら、普段目にする通学路の地形や雨天等の条件を踏まえた危険性について多面的・多角的に考察することで、地図を読み込む思考力、危険を想定する判断力を身に付ける。 ・グループワークを通じて、「避難行動要支援者」の避難計画の課題を見出し、「効率」「公正」「防災」などの見方・考え方を働かせて議論するなかで、思考力・判断力を養うとともに、ワークシートの作成や発表を通じて、自身やグループで作成した計画を適切に表現させる。
主体的に学習に取り組む態度	・高齢者という生徒にとって身近な祖父母を含む「避難行動要支援者」の避難計画を考察することを通じて、地域の防災への関心を高める。 ・グループワークを通じて、地方公共団体の防災政策を検討することで、地方自治の課題について主体的に関わらせようとする。また地域の政策として考察する際に、「公正」「効率」とともに社会的弱者に配慮した計画立案の必要性を意識させる。

3. 事前準備

(1) 資料準備

・図生徒への配布資料として、ワークシート及びハザードマップ(全図)、地域防災計画のうち市内における近年の浸水被害状況が分かる資料を用意する。

・図グループワークにおいてグループごとに使用する配布資料として、市内の高齢者施設・高齢者の多い住宅街などを中心にハザードマップの一部をコピー(あるいは拡大)した地図を、グループの数だけ用意する。

(2) グループワーク分け

・グループワークのため、掃除の担当班を軸に 4～6 人程度のグループを形成する。

¹ 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成 28 年 4 月令和 3 年 12 月一部改定)

² 国土交通省「水害ハザードマップの利活用事例集」(2019.7 版)

4. 授業展開案

	学習内容	学習活動	留意点	提示資料
導入10分	1. ハザードマップとは何だろうか。	・資料 1 ハザードマップを配布し、ハザードマップを見ながら、その特徴を理解する。	・自宅や学校近辺の状況に着目させる。 ・自宅で見たことがあるかどうかを確認する。	PowerPoint:1~2 頁 資料: 1 ハザードマップを配布
	2. ハザードマップは誰が作成しているだろうか。	・PowerPointを見ながら、ハザードマップの作成者が地方公共団体であることを確認する。 ・国・地方公共団体がハザードマップを作成している意図を考える。		PowerPoint:3 頁 国土交通省「ハザードマップポータルサイト」をもとに生徒たちが住む地方公共団体のマップをタブレット等で確認する。
	3. 2 つのハザードマップを見比べよう!	・2 つのハザードマップを見比べその違いを考察する。 ・ハザードマップに示される浸水被害地域が拡大した理由を考える。	・色の違いに注目させ、推定される浸水被害地域の広がりを確認する。	PowerPoint:4 頁 2 枚のハザードマップを見比べる。
	4. 近年の自然災害の発生と水害	・近年の日本で発生した水害とその被害を考える。	・生徒自身に最近の水害について答えさせる。	PowerPoint:5~6 頁 ※適宜、最新の水害についてニュースなどを取り上げ紹介する。
展開45分	5. 三鷹市の近年の水害の発生状況を知らう!	・資料 2 を配布し、生徒の身近な市で近年発生した水害について、ワークシート課題 1 に授業書きでまとめる。	・床上浸水や床下浸水、がけ崩れなど被害を多数の多い事例に注目させる。 ・必要な情報を読み取ることを意識させる。	PowerPoint:7 頁 資料: 2(地域防災計画のうち近年の水害の発生状況が分かる箇所)を配布する。 ※水害の多い地域については適宜、過去の被害状況を示した写真などを提示する。
	6. ハザードマップを活用して通学路の危険箇所を確認しよう	・ワークシートとハザードマップを用い、自宅と学校、通学路の「浸水の深さ」を調べ、身近な危険箇所と避難場所を確認し、ワークシート課題 2 にまとめる。 ・PowerPointを見ながら、地方公共団体の避難指示と避難のタイミングについて考える。	・生徒が普段生活する自宅～通学路～学校の間の危険性に注目させ、何が水害につながるやすいか考えさせる。(河川や、場合によっては内水氾濫の危険箇所に着目させる。) ・高齢者等の避難が、幾早く設定されているかに注目させる。	PowerPoint:8~10 頁 ①ハザードマップとワークシートを用いる
	7. 三鷹市の防災計画を考えよう	・PowerPointを見ながら、市の水害対策を考える。 ・PowerPointを見ながら、内閣府「令和元年台風第15号」第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート(最終とりまとめ)「(令和2年3月)に見る「避難行動要支援者」への対策の必要性を考える。	・ハザードマップを用いた学習が水害対策の一つである点を紹介し、家族や友人と先に確認した情報を共有することの大切さを伝える。	PowerPoint:11~12 頁
	8. 三鷹市の防災計画を考えよう【グループワーク】	・①グループワークとして、協力して地域の「避難行動要支援者」の避難計画を考える。考えた内容をワークシート課題 3(1)にまとめる。	・計画を考えるうえで以下の点に注目させる。①危険箇所、②避難場所、③避難のタイミング、④高齢者の避難に当たっての注意事項、⑤その他避難をスムーズに進めるために可能な取組 ・高齢者施設や高齢者の住む市街の場所に注目させる。 ・地域の政策としての「公正」「効率」とともに社会的弱者に配慮した計画を立案するよう示唆する。	PowerPoint:13 頁 ①グループワーク用のハザードマップの一部を配布する。
	9. 発表	・グループの代表者が発表する。 ・他のグループの意見・アイデアをワークシート課題 3(2)にメモする。	・発表者の質問を行うとともに、重要な発言【を板書しまとめる。	PowerPoint:14 頁
整理5分	10. まとめ	・高齢者の避難計画と必要な政策について、ワークシート課題 4 にまとめる。	・他のグループや自身のグループのよいアイデアを参考にしよう助言する。 ・防災計画の立案を通じて地方公共団体の役割と、住民として地方自治に参加することの意義を考えさせる。	PowerPoint:14~15 頁

5. 評価のポイント:

・生徒自身が住む三鷹市の水害および防災計画の状況について資料から情報を適切に把握し、立案した高齢者の避難計画が「公正」「効率」の見方・考え方を踏まえているか。

「ハザードマップ」を活かした 防災計画を考えよう！

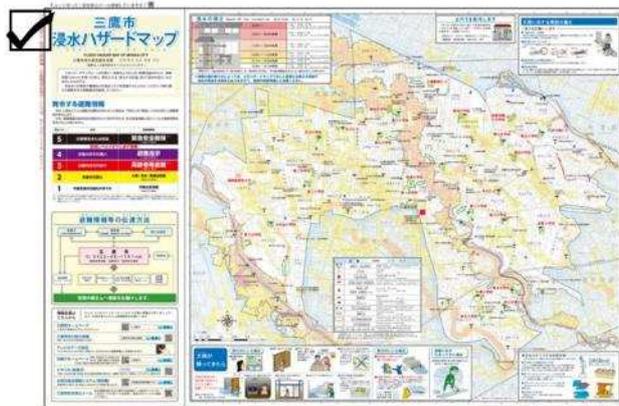
～身近な危険を把握し、

地域の防災計画を考えよう！～



1

ハザードマップとは何だろうか？



ハザードマップは、一般的には自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもの。災害時の避難や防災学習、土地利用の検討などに活用。

どこに家を賣うか、
どこにお店を構えるかなど
の判断に利用。

※ハザードマップは防災情報マップ、災害避難地図などの呼ばれ方をすることもある。

2

ハザードマップは誰が作成しているだろうか？

平成23年 津波防災地域づくりに関する法律の制定

平成27年 水防法の改正

→市町村は、水防法に基づき、浸水想定区域等について住民等に周知するため、所定の事項を記載した印刷物(ハザードマップ)を作成することが義務化

地方公共団体が作成し、公表

国土交通省が公開している「ハザードマップポータルサイト」
(<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>)



3

2つのハザードマップを見比べよう！ ～マップの違いは何だろうか～



(出典：三鷹市浸水ハザードマップ (左：第6版(平成31年2月)、右：第9版(令和4年12月))

4

近年の自然災害の発生と水害(1)



■近年の水害による被害額
 平成29年 約5,360億円
 平成30年 約1兆3,500億円
 (平成30年7月豪雨の被害額は約1兆1,580億円で
 単一の豪雨災害として統計開始以来最大の被害額)
 令和元年 約2兆1,800億円
 (統計開始以来過去最高)
 令和2年 約6,600億円
 令和3年 約3,700億円(暫定値)

(参照:国土交通省報道発表資料)

近年の自然災害の発生と水害(2)

番号	災害名(期間)	主な被災地(特別警報が発表された都道府県)	人的被害(人)			住宅被害(棟)				
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
1	6月29日からの大雨(6/29~7/2頃)	関東・中部・九州			4		1	12	2	15
2	令和2年7月豪雨(7/3~31頃)	東北・中部・九州(大雨特別警報:長野・岐阜・福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島)	84	2	82	1624	4529	2125	1746	6230
3	8月6日からの低気圧及び前線に伴う大雨(8/6~9頃)	北海道・中国			4			24	12	54
4	台風9号(8/31~9/3頃)	中国・九州			34	5	7	104		35
5	台風10号(9/4~7頃)	中部・九州	3	3	110	7	43	1680	31	252
6	台風12号(9/23~25頃)	近畿				1		2	6	35
7	台風14号(10/7~11頃)	関東・中部・近畿(大雨特別警報:東京)			3			15		

(出典:総務省消防庁『防災白書』(令和3年度版)97頁をもとに作成)

〇〇市の近年の水害の発生状況を知ろう！

【三鷹市における浸水被害の発生状況】

被害発生日	被害件数				
	床上浸水	床下浸水	地下浸水	崖崩れ	合計
平成17年9月4日	122	64	57	1	244
平成18年9月11日	10	1	2	-	13
平成19年7月29日	4	5	10	-	19
平成23年8月26日	6	18	-	-	24
平成26年6月24日	44	10	7	-	61
平成29年8月19日	2	7	-	-	9
平成30年8月13日	4	6	-	-	10
平成30年8月27日	2	3	-	-	5

(出典：『三鷹市地域防災計画【風水害編】』（令和3年改訂))

【資料を読み、ワークシートに取り組もう！】
資料1を読み、三鷹市で近年発生した水害について、ワークシート「1. 三鷹市における水害の発生状況について」に箇条書きでまとめよう！

【回答例】

- ・令和元年10月の台風第19号により野川の水位が約4時間にわたり氾濫危険水位を超過した。
- ・三鷹市として、初めて避難勧告が約600人に発令された。

ハザードマップを活用して通学路の危険箇所を確認しよう(1)

【ワークシートに取り組もう！】

(1)ハザードマップを用い、自宅と学校、通学路の「浸水の深さ」を調べ、身近な危険箇所を確認しよう！

浸水の深さ	Depth Of The Inundation	浸水的深	침수의 깊이
車のタイヤが浸水する程度	5.0m ~	5.0m ~	Under 10.0m 5.0m~不足10.0m、5.0m~10.0m未満
2階の軒下まで浸水する程度	3.0m ~ 5.0m未満	3.0m ~ 5.0m未満	3.0m~不足5.0m、3.0m~5.0m未満
2階の床まで浸水する程度	1.0m ~ 3.0m未満	1.0m ~ 3.0m未満	1.0m~不足3.0m、1.0m~3.0m未満
大人の腰まで浸水する程度	0.5m ~ 1.0m未満	0.5m ~ 1.0m未満	0.5m~不足1.0m、0.5m~1.0m未満
大人の膝まで浸水する程度	0.1m ~ 0.5m未満	0.1m ~ 0.5m未満	0.1m~不足0.5m、0.1m~0.5m未満
大人の足まで浸水する程度	0.0m ~ 0.1m未満	0.0m ~ 0.1m未満	0.0m~不足0.1m、0.0m~0.1m未満

想定された「浸水の区域」や「浸水の深さ」は、雨の降り方や河川、下水道の整備状況などにより変化することがあります。
※実際の雨の降り方によっては、このハザードマップで示した区域とは異なる区域で浸水が発生する場合がありますので、最新の気象情報にご注意ください。

(出典：三鷹市浸水ハザードマップ(第9版))

【回答例】

- ・自宅 : 0.1m~0.5m未満
- ・学校 : 0.1m~0.5m未満
- ・通学路 : ほとんどが0.1m~0.5m未満だが、一部〇〇橋の付近が1.0m~3.0m未満の箇所がある。
- ・【まとめ】身近な危険箇所 : 〇〇橋と〇〇川沿いの道に浸水、〇〇坂付近に土砂崩れの可能性がある

ハザードマップを活用して通学路の危険箇所を確認しよう(2)

【ワークシートに取り組もう！】

(2)ハザードマップを用い、自宅や通学路付近の避難場所を確認しよう！

■避難場所のマーク

避難場所の災害種類	災害種類記号	災害種類記号
津波	津波・高潮 (津波の発生を伴う)	
地震	津波・高潮 (津波の発生を伴う)	
洪水	洪水 (内水氾濫)	
内水氾濫	洪水 (内水氾濫)	
避難所 土砂災害 危険箇所	避難所 土砂災害 危険箇所	
大規模な火事	大規模な火事	
火事	火事	
地震	地震 (土砂災害・津波、大規模な火事 等を伴う)	
火山	火山 (火山灰・溶岩・噴石・火砕流、 それらの降灰等)	

避難場所 JISZ8210

避難所 JISZ8210

津波避難場所・津波避難ビル JISZ8210

やまのうえ こうえん
山の上公園
Yamanoue Park

このうちからほんまじよ
広域避難場所
Safety evacuation area

地盤の高さ 海抜 45m

津波・内水 津波・高潮 火災

〇〇市

身近にある避難場所の記号を確認しよう。

山の上公園が洪水・内水氾濫、津波・高潮、火災の広域避難場所となっていることを示す

【回答例】
 自身が利用する可能性のある避難場所
 :〇〇中学校

(出典：内閣府ウェブサイト「避難場所等の図記号の標準化の取組」)

ハザードマップを活用して通学路の危険箇所を確認しよう(3)

避難はどのタイミングですべきだろうか？

警戒レベル	状況	避難情報等
5	災害発生または切迫	緊急安全確保 ^{※1} (三鷹市が発令)
警戒レベル4までに必ず避難！		
4	災害のおそれ高い	避難指示 (三鷹市が発令)
3	災害のおそれあり	高齢者等避難 ^{※2} (三鷹市が発令)
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁が発表)

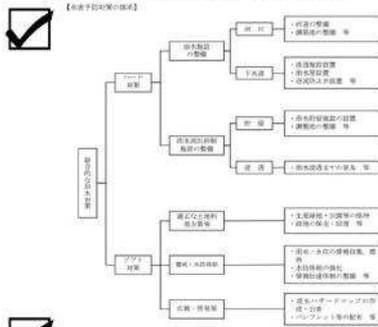
市が発令する「避難指示」に従い
 高齢者等がいる場合は「高齢者等避難」に従い避難を開始する。

※1 区市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発生される危険ではありません。
 ※2 警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じ自発的行動を促されたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

(出典：三鷹市浸水ハザードマップ (第9版))

〇〇市の防災計画を考えよう！(1)

■〇〇市の防災計画を知ろう！



三鷹市の水害対策

【ハード対策】

- ・河川の改修
- ・下水道の整備・拡充
- ・雨水流出抑制施設の設置
(短時間の多量流出の抑制)

【ソフト対策】

- ・警戒・水防体制の確立
- ・浸水ハザードマップによる広報・啓発

(出典：『三鷹市地域防災計画【風水害編】』(令和3年改訂))

〇〇市の防災計画を考えよう！(4)

【発表・まとめ】

■発表 : 他のグループの意見を聞いて、興味深い意見・アイデアをワークシートにメモしよう。

【回答例】

- ・〇班の〇〇のアイデアは、どの地域にも活用できる。

■まとめ : 三鷹市における高齢者の避難計画と必要な政策を市長に提案しよう！

ワークシートに有効と考える避難計画と、必要な政策を書こう。

【回答例】

- ・市の予算には限りがあるため、三鷹市内全域で高齢者の避難に関する個別計画を作成することは困難である。〇〇地域は、〇〇川に近い一方で、高齢者も多いため、重点的に個別計画の作成を進めるべきだ。

〇〇市の防災計画を考えよう！（2）

■社会問題としての高齢者など「避難行動要支援者」の逃げ遅れへの対策を考えよう！

・内閣府「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート（最終とりまとめ）」（令和2年3月）に見る「避難行動要支援者」への対策の必要性

○台風第19号においては、高齢者や障害者等（要配慮者）の避難に課題があった。全体の死者（84名）のうち65歳以上高齢者は約65%であり、また、自宅での死者（34名）のうち65歳以上高齢者は79%であった。また、障害のある方の避難が適切になされなかった事例もあった。

○災害発生時の避難行動について特に支援を要する者（避難行動要支援者）については、実効性のある避難支援がなされるよう、平成25年の災害対策基本法改正において、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられた。現状、避難行動要支援者名簿は98.9%の市町村において作成が完了している。（…中略…）

○避難行動要支援者一人ひとりに合った支援体制を確保するためには、具体的な避難支援の方法等について「個別計画」（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当））において位置付け）を策定しておくことが重要となるが、令和元年6月1日時点において、名簿に記載された支援者全員について個別計画を策定済みとなっている市町村は12.1%、一部の支援者について策定済みとなっている市町村は50.1%と策定が進んでいない。また、避難行動要支援者とのつながりが希薄かつ医療・福祉の専門知識を十分に有しない地域住民に個別計画の策定を頼っている現状においては、実効性のある計画の策定は困難となっている。

（出典：内閣府「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート（最終とりまとめ）」（令和2年3月）60頁）

12

〇〇市の防災計画を考えよう！（3） 【グループワーク】

■社会問題としての高齢者など「避難行動要支援者」の逃げ遅れへの対策を考えよう！

（現在の問題）

- ・高齢者などの「避難行動要支援者」の逃げ遅れへの対策が必要。
- ・対策として避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられているが、十分活用されていない。
- ・避難行動要支援者には「個別計画」策定が求められているが、その対策は十分に進んでいない。

【グループワーク：地域の「避難行動要支援者」の避難計画を考え、市に提案しよう！】

・各グループには、ハザードマップの一部が配布されています。グループで当該地域の高齢者の避難計画を考えよう。話し合いに際しては以下の点に注目しよう。後ほど、各グループに発表してもらいます。

- ①危険箇所（水害時に想定される危険）
- ②避難場所（避難場所までの順路）
- ③避難のタイミング
- ④高齢者の避難に当たっての注意事項
- ⑤その他避難をスムーズに進めるために可能な取組

13

参考資料

【参考資料】



- ・三鷹市ハザードマップ（第6版）・（第9版）
- ・三鷹市地域防災計画【風水害編】（令和3年）
- ・国土交通省「ハザードマップポータルサイト」(<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>)
- ・国土交通省「ガイドライン策定後における内水浸水対策の取組状況」
- ・内閣府「避難場所等の図記号の標準化の取組」
- ・内閣府「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート（最終とりまとめ）」（令和2年3月）
- ・総務省消防庁『防災白書』（令和3年度版）

【教材キット作成者】倉方慶明（東京外国語大学文書館）

【謝辞】本研究は、日本科学協会の笹川科学研究助成による助成を受けたものです。

「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう！

課題1 三鷹市における近年の水害の発生状況を確認しよう！

資料1を読み、三鷹市で近年発生した水害について、箇条書きでまとめよう！！

課題2 ハザードマップを活用して通学路の危険箇所を確認しよう。調べた成果は家族・友人と共有しよう！

(1) ハザードマップを用い、自宅と学校、通学路の「浸水の深さ」を調べ、身近な危険箇所を確認しよう！

(2) ハザードマップを用い、自宅や通学路付近の避難場所を確認しよう！

課題3 三鷹市の防災計画を考えよう！

(現在の問題)

- ・高齢者などの「避難行動要支援者」の逃げ遅れへの対策が必要。
- ・対策として避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられているが、十分活用されていない。
- ・避難行動要支援者には「個別計画」策定が求められているが、その対策は十分に進んでいない。

(1) 地域の「避難行動要支援者」の避難計画を考え、市に提案しよう！【グループワーク】

各グループには、ハザードマップの一部が配布されています。グループで当該地域の高齢者の避難計画を考えよう。話し合いに際しては以下の点に注目しよう。後ほど、各グループに発表してもらいます。

- ①危険箇所(水害時に想定される危険)、②避難場所(避難場所までの順路)、③避難のタイミング
- ④高齢者の避難に当たっての注意事項、⑤その他避難をスムーズに進めるために可能な取組

(2) 発表: 他のグループの意見を聞いて、興味深い意見・アイデアをワークシートにメモしよう。

課題4 まとめ : 三鷹市における高齢者の避難計画と必要な政策を市長に提案しよう！

ワークシートに有効と考える避難計画と、必要な政策を書こう。

「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう！

～身近な危険を把握し、地域の防災計画を考えよう！～

【本授業で取扱う主な公文書等】 ①ハザードマップ ②地域防災計画

【資料の準備と追加学習の参考情報】

①ハザードマップについて

ハザードマップとは、一般的には自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したものである。平成 27 年に水防法が改正されたことに伴い、市町村には、浸水想定区域等の危険や避難方法等について住民等に周知するため、所定の事項を記載した印刷物(ハザードマップ)を作成することが義務づけられている(水防法第 15 条)。そのため、多くの地方公共団体ではウェブページ上にハザードマップの最新版を掲載するとともに、各家庭等へ無料で頒布しており、その入手は容易である。ウェブページ上での入手が難しい場合には、地方公共団体の「防災」の担当課、あるいは情報公開窓口等に問い合わせると、最新のマップを提供してくれる場合が多い。



【上】三鷹市浸水ハザードマップ

ハザードマップの活用事例としては、災害時の避難訓練や防災学習、土地利用の検討などがある。国土交通省では「ハザードマップポータルサイト」(<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>)を公開しており、タブレットを用いて学習することも可能である。また各地での防災教育や避難訓練にハザードマップを活用した事例を集めた「水害ハザードマップの利活用事例集」(https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/sankou2_hazardmap_jirei.pdf)も参考になる。

学校教育において、ハザードマップを活用することの効果として、授業を受けた児童や生徒自身の水害に対する意識が高まるだけでなく、児童や生徒が家族に授業内容を話すことで、家庭内で水害に対する知識を深める契機となることが指摘されており、防災教育への効果が期待されている。



【上】国土交通省「ハザードマップポータルサイト」

②地域防災計画について

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市町村の防災会議が策定する防災計画であり、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正することが義務付けられている。そのため、多くの地方公共団体ではウェブページ上に地域防災計画の最新版を掲載しており、その入手は容易である。ウェブページ上での入手が難しい場合には、情報公開窓口等に併設された資料室、公文書館、地域の公共図書館等に保管されていることが多いが、「防災」の担当課、あるいは情報公開窓口等に問い合わせることで入手可能である。

地域防災計画は、本授業案で取扱った風水害だけでなく、震災、大規模事故(大きな火災や不測の事故)対策、ときには富士山等噴火降灰対策等について言及した計画もあり、地域の防災上重要な課題に合わせて資料を作り直すことも可能である。



【上】三鷹市防災会議「三鷹市地域防災計画」(令和 3 年改定)

第2章 市の概況

第1節 気象の概況

三鷹市は、東京都心から西へ18km離れ、標高50～60mの武蔵野台地に位置しており、気候的には多摩西部の山間部とは異なり年間平均気温は16.2℃（平成30年）で冬、夏の温度差も比較的小さく、総体的には温暖な気候状態である。

過去、仙川出水、台風による増水、建物倒壊等のいくつかの風水害を経験しているが、総じて歴史に残るような大惨事は経験していない。

第2節 風水害の概況

三鷹市の年間雨量は、平均1,500～1,600mm前後で比較的5月から10月までの間が多くなっている。

これを1か月の平均雨量とすると130mm前後となるが、昭和33年9月26日の狩野川台風時には、総雨量348mmに達したと記録されている。また、1時間の雨量の最高は、昭和37年7月13日の界雷による集中豪雨時に107mmを記録している。

昭和57年9月12日、東京地方を直撃した台風第18号によって神田川、野川等の流域において床上浸水5戸、床下浸水51戸をはじめ河川の氾濫を含む被害を受けた。この台風による三鷹市付近の降雨量は、東部水再生センターの計測で総雨量196mm、時間雨量最大49mmであった。

平成17年9月4日には、夜から降り始めた雨が、下水道処理能力（1時間あたり50mm）を大きく超え、1時間あたり105mmもの集中豪雨となり、市内特に市東部を中心に道路冠水や住宅浸水などの水害被害を多数発生させた。

令和元年10月12日から13日にかけて関東地方に接近した台風第19号においては、大沢池上の野川の水位が氾濫危険水位を超過する時間が3時間50分と長期にわたったことから、三鷹市としては、初めてとなる避難勧告の発令を行い、避難所を開設し約600人の避難者を収容し、対応にあたった。

【三鷹市における浸水被害の発生状況】

被害発生日	被害件数				
	床上浸水	床下浸水	地下浸水	崖崩れ	合計
平成17年9月4日	122	64	57	1	244
平成18年9月11日	10	1	2	-	13
平成19年7月29日	4	5	10	-	19
平成23年8月26日	6	18	-	-	24
平成26年6月24日	44	10	7	-	61
平成29年8月19日	2	7	-	-	9
平成30年8月13日	4	6	-	-	10
平成30年8月27日	2	3	-	-	5

第3節 三鷹市の特性と課題

三鷹市は、全体が台地に位置してはいるものの、市内を流れる河川周辺や雨水が集まりやすい地形になっている箇所などに短時間で集まってくる多量の雨水の量に対して下水道や河川の雨水流下処理能が追いつかず、出水に至るものと考えられるため、浸水区域の解消が三鷹市にとっての課題となる。

【グループ1】



(3) 教育現場向けのアンケート調査（用紙）

「地域の公文書を活用した中学校社会科公民教材キット」（三鷹市版）
アンケート調査（用紙）

回答者：三鷹市立第_____中学校

【授業における調べ学習について】

Q 1. 授業内で公文書（三鷹市が公開している情報、三鷹市が作成した文書など）を使用したことがありますか。

[はい ・ いいえ]

Q 2. Q 1. で「はい」と答えた方は、差し支えなければ、その具体的な資料の名称をお教えてください。

[]

Q 3. 生徒に調べ学習をさせる際に利用させる機関またはツールをお答えください（複数回答可）。

[インターネット ・ 図書館 ・ 市政資料室（情報公開窓口） ・
新聞雑誌 ・ 事典類 ・ 書籍 ・ 三鷹市刊行物 ・ 政府刊行物
その他（)]

【本教材キットについて】

Q 4. 本教材キットおよびマニュアルをご一読いただき、実際に授業で活用したいと思われましたか。

[はい ・ いいえ]

Q 5. 本教材キットで取り上げた授業テーマの他にあったらよいと思う授業テーマがありましたらお教えてください。

[]

Q 6. 本教材キットに関するワークショップが開催された場合、参加したいと思いませんか。

[はい ・ いいえ]

本教材キットを実際に授業で活用してくださる方を募集しております。前向きにご検討いただける場合には、個別に詳細を説明に伺わせていただければと存じます。差し支えなければ、ご担当者様のご連絡先を以下にご記入ください。

[氏名： 連絡先（電話・メール）：]

[完]